

監査報告書

令和8年5月27日

学校法人 文理学園

理 事 会 御中

評議員会 御中

監事 緒方 満喜人 ⑩

監事 飯田 正嘉 ⑩

私たち監事は、私立学校法第52条の規定に基づき、令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）の学校法人文理学園の業務及び財産の状況について監査を実施しました。

監査にあたっては、理事会その他重要な会議への出席、理事及び関係職員からの報告聴取、重要書類の閲覧等を行いました。また、会計監査人から監査の方法及び結果について報告を受け、その内容の相当性について検討しました。

その結果、

- （1） 理事の職務執行に関し、不正の行為または法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はありません。
- （2） 計算書類等は、学校法人の財産及び収支の状況を適正に表示しているものと認めます。
- （3） 会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上